

厚生労働大臣が定める揭示事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する看護配置について

○一般病棟（B病棟） 48床

- ・ B病棟では、急性期一般入院料2を算定しています。
- ・ B病棟では、1日につき21人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

※時間帯毎の配置は下記のとおりです。

8：30～17：00 看護職員1人あたりの受け持ち患者数： 3人以内

17：00～8：30 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：13人以内

○療養病棟（A病棟41床・さくら病棟36床） 計77床

- ・ A病棟及びさくら病棟では、療養病棟入院基本料1を算定しています。
- ・ A病棟及びさくら病棟では、あわせて1日につき13人以上の看護職員（看護師及び准看護師と13人以上の看護補助者が勤務しています。

※時間帯毎の配置は下記のとおりです。

8：30～17：00 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：13人以内

看護補助者1人あたりの受け持ち患者数：13人以内

17：00～8：30 看護職員1人あたりの受け持ち患者数：38人以内

看護補助者1人あたりの受け持ち患者数：25人以内

2. 入院時食事療養費について

入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

3. 入院医療にかかる特別の療養環境の提供について

当院は、患者さんへの情報提供と患者さんの自由な選択と同意がされることにより、特別の療養環境を提供し、料金を頂いております。

病室等	単位	料金（税込）
個室 301号室	1日につき	2,200円
個室 455号室	1日につき	2,200円
個室A（351, 353, 358, 361, 363号室） 設備等）洗面・電話・バス・トイレ	1日につき	7,700円
個室B（352, 355, 356, 357, 360, 362, 365号室） 設備等）洗面・電話	1日につき	5,500円

4. 保険外負担について

入院の際等に、以下の物について、その使用料・利用回数等に応じて実費の負担をお願いしております。

項目	内容	単位	税込料金
リース代	病衣	1日につき	66円
	下着（上）	1枚につき	110円
日用品	石鹸・シャンプー	1回につき	33円
死後処置料	エンゼルセット	1セット	5,500円
	ベイジングウェア	1着	5,500円
	処置料	一式	5,500円
付添寝具一式	寝具と折り畳みベッドの場合	一晚につき	1,100円
紙おむつ尿パッド	おむつ（外側）	1枚につき	99円
	おむつ（一体型）	1枚につき	143円
	リハビリパンツ	1枚につき	121円
	尿取りパッド	1枚につき	121円
口座振替手数料	第四北越銀行	1回につき	55円
	県内に本店をおく金融機関	1回につき	83円
	県外に本店をおく金融機関	1回につき	154円

5. 入院期間が180日を超える長期入院にかかる特別の料金について

通算入院期間が180日を超える長期入院患者様は、入院料の一部を患者様の実費負担として下記の料金を徴収しております。

ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある場合はこの限りではありません。

一般病棟入院基本料…1日あたり2,722円

6. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためにマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※マイナ保険証を利用いただくと、他の医療機関で処方された薬剤情報や特定健診の情報をオンラインでの確認も可能となります。診療に必要な正確な情報を所得・活用することにより質の高い医療の提供に努めます。

8. 医療DX推進体制整備加算について

当院は、オンライン請求を行っております。オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧活用できる体制を有しています。マイナ保険証の利用を促進しています。

9. 後発医薬品使用体制加算について

- ・当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、積極的に使用をしております。
- ・医薬品の供給が不足した場合には、使用する医薬品の見直し等、適切に治療が継続できる体制を整備しております。
- ・医薬品の供給状況によっては、使用する医薬品が変更となる場合がありますが、その際には患者さんへの説明を行います。ご不明な点やご心配な点がございましたら職員へご相談ください。

10. 一般名処方加算について

- ・当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

※長期収載品について

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療 になります。

以上